

新たな計画策定に向けた中間のまとめ〔骨子たたき台〕

はじめに

第 1 章 計画の背景及び概要

- (1) 計画の新たな策定について
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間

計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、社会・経済情勢の変化等を考慮し、5 年後において中間年での見直しをする

第 2 章 荒川区における現況

- (1) 地域特性
- (2) ごみ・資源の処理状況
- (3) 現況を踏まえての課題

第 3 章 基本理念・基本方針、計画の目標

- (1) 基本理念
～環境区民による質の高い循環型社会の構築～

平成 19 年に改正した現行計画においては、基本理念を「荒川区ならではの質の高い循環型社会の構築」と定め、環境施策とリサイクル施策の融合的推進を図り、荒川区独自の方式である集団回収を推進するとともに、ごみを減らす環境に配慮した暮らし方や価値観形成を図る施策を展開することとしている。新たな計画においては、こうした現行計画の考え方を引き継ぎつつ、地球温暖化問題がますます顕在化している中で、環境施策とリサイクル施策の融合的推進がこれまで以上に求められていること踏まえ、「荒川区環境基本計画（平成 20 年 9 月策定）」及び「荒川区低炭素地域づくり計画（平成 22 年 10 月策定）」のキーワードである「環境区民」〔※〕という概念を新たに加える。

- ・〔※〕「環境区民」… 環境基本計画において「まちなつながり」と「大切にすること」を併せ持ち、実践する主体である区民・事業者・区（行政）全体を環境を支える区民として位置づけ、「環境区民」という総称で表現したもの。

(2) 基本方針

基本方針 1 環境区民による協働の推進

環境区民それぞれの役割を明確にし、環境意識の向上を図り、協働して質の高い循環型社会の構築を目指す

基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進

家庭・事業者それぞれが発生抑制に重点を置いた3Rの推進に加え、多様なRの取り組みによりごみ減量を目指す

基本方針 3 適正処理の推進

環境に配慮した適正で効率的なごみ処理を目指す

(3) 計画の目標

第4章 循環型社会の実現に向けた具体的な施策

* 方針ごとに具体的な施策を示す

第5章 計画の推進体制